



株式会社 トランスコンテナ

2019年12月2日

お客様各位

(株) トランスコンテナ
事業本部 混載グループ

フィリピン向け HS CODE 記載のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度フィリピン税関通達により、フィリピン向け及びフィリピンでのトランシップの海上輸送貨物に対し、本船到着 24 時間前までにマニフェスト送信が義務付けられ、6 桁の HS CODE の記載が必要となりました。お船積み対象のお客様に於かれましては、D/R 上 及び ACL 送信において、下記情報のご提供をお願い申し上げます。

情報が正しくご提供頂けない場合は、現地での通関及び貨物のお引渡し時に支障をきたす可能性がございますので、ご留意頂けますようお願い申し上げます。

記

対象 : フィリピン向け貨物 及びフィリピンでのトランシップ貨物 LCL
適用開始 : 即日
BL 記載事項 : BL Instruction 上へ 6桁の HS CODE(全品目)

尚、2020年4月までは6カ月の猶予期間が設けられております。

猶予期間中のマニフェスト送信後の訂正については、訂正料金の対象となりますので、ご留意頂けますようお願い申し上げます。

FCL 貨物につきましては、船会社規定に準じます。

以上